

国選弁護シンポジウム規則（規則第六十一号）中一部改正

国選弁護シンポジウム規則（規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他やむを得ない事由により、当該期間内に次回を開催することが困難である場合は、この限りでない。

附 則

第二条第一項の改正規定は、令和二年九月十日から施行する。